

令和6年6月 28 日

< 問 い 合 わ せ 先 >
住宅局参事官(建築企画担当)付
住宅局 建築指導課
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の
一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令等の
整備に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年5月22日(水)から6月20日(木)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令等の整備に関する意見募集を行いました。上記省令等に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令等の整備に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※43 の個人・団体から合計 117 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)の一部改正に関するご意見

【建築士の努力義務(新設)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
1	改正後の建築物省エネ法第6条第3項の規定に基づく説明を行った場合も、建築士法に基づく図書の保存義務の対象となるか。	改正後の建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第6条第3項の規定に基づく説明に当たり作成した図書について、建築士法に基づく図書の保存義務はありません。

【省エネ適判を要しない省エネ適判が比較的容易な特定建築行為(新設)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
-----	--------------------	-----------

2	BELS の第三者評価や、低炭素建築物新築等計画の認定、性能向上計画認定、フラット35S の設計検査を受けた住宅についても、省エネ適判を不要とすべきではないか。	低炭素建築物新築等計画の認定及び性能向上計画認定を受けた場合は、当該認定をもって適判通知書の交付があったものとみなされます。また、BELS の第三者評価やフラット35S の設計検査については、両制度とも法令に基づく制度ではないため省エネ適判を省略することはできません。
3	設計住宅性能評価等を活用して省エネ適判を省略しようとする場合において、設計住宅性能評価等の審査完了を待たずに、確認済証を交付することは可能か。	設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を活用して省エネ適判を省略しようとする場合は、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書又はその写しを、確認審査の末日の3日前までに建築主事等に提出する必要があります。
4	共同住宅の各住戸が①仕様基準に適合するもの、②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築、③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築のいずれかに該当する場合、共用部分の評価なしに省エネ適判を省略できることになるのか。	貴見のとおりです。
5	住棟評価により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合は、省エネ適判を省略できるのか。	貴見のとおりです。

6	<p>複合建築物の住宅部分が①仕様基準に適合するもの、②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築、③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築のいずれかに該当する場合でも、非住宅部分が存在するため、省エネ適判を受ける必要があるのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	<p>複合建築物の非住宅部分について、低炭素建築物新築等計画の認定や性能向上計画認定を受けている場合であって、住宅部分が①仕様基準に適合するもの、②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築、③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築のいずれかに該当する場合は、省エネ適判を受ける必要はあるか。</p>	<p>省エネ適判を受ける必要があります。</p>
8	<p>省エネ適判を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更し、変更後の評価方法を仕様基準とする場合は、省エネ適判は不要でよいか。 また、完了検査申請時に、軽微な変更の内容を記載した書類を提出すればよいか。</p>	<p>省エネ適判を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更し、変更後の評価方法を仕様基準とする場合は、変更の省エネ適判を要しません。 なお、変更内容が省エネ基準適合に係るものであって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない場合は、軽微な変更として、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく完了検査時に省エネ基準への適合を確認することとなります。 この場合において、完了検査の申請までに建築物省エネ法第 11 条第 2 項の規定による省エネ適判を受けることも可能です。</p>

9	設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画の認定を活用して省エネ適判を省略しようとする場合において、工事中に省エネ性能に係る変更が生じた場合は、変更設計住宅性能評価や長期優良住宅建築等計画の変更認定を受ける必要があるか。	当該変更が、当初の計画に対して、省エネ性能が向上する変更や一定程度の範囲内での省エネ性能の低下の場合は、変更評価や変更認定は必要ありません。これ以外の場合は、変更評価や変更認定が必要となります。
10	設計住宅性能評価等を活用して省エネ適判を省略しようとする場合において、設計住宅性能評価等の申請先と、確認申請書の提出先が異なっても問題ないか。	問題ありません。
11	設計住宅性能評価を受けた共同住宅等について、省エネ適判の省略はどういう場合に対象になるか。	共同住宅については、共同住宅の全ての住戸に係る設計住宅性能評価書の交付を受けた場合に省エネ適判が省略可能です。
12	住宅性能評価において全ての住戸を評価した場合は、省エネ適判が不要となるか。	貴見のとおりです。
13	「設計住宅性能評価を受けた住宅の新築」は省エネ適判不要とされているが、「設計住宅性能評価を受けた」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	建築確認審査の末日の3日前までに設計住宅性能評価を受けることが必要です。

14	<p>共用部分を有する共同住宅に仕様基準を適用する場合、省エネ適判を要しない特定建築行為に該当するか。同様に、非住宅用途との兼用住宅の場合はどうか。</p>	<p>共用部分を有する共同住宅について、住戸部分に仕様基準を適用し、共用部分を算定対象外とする場合、省エネ適判を要しない特定建築行為に該当します。</p> <p>非住宅用途との兼用住宅については、複合建築物の基準が適用され、住宅部分に仕様基準を適用する場合であっても、省エネ適判が必要となります。</p>
15	<p>省エネ適判を省略可能とできるのは、「住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価(特定建築行為に係る住宅が省エネ基準に適合する住宅と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る)」とされているが、「同等以上の省エネ性能を有するものである旨の設計住宅性能評価」とは何か。</p>	<p>日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)における断熱等性能等級が等級4以上であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4以上であるものを指します。</p>
16	<p>住宅性能評価において全ての住戸を評価した場合は省エネ適判が不要となるが、確認審査において、評価書の添付図書を確認する必要があるか。</p>	<p>住宅性能評価書を取得し省エネ適判を不要とした場合、確認申請時に評価書の添付図書を提出しません。</p>
17	<p>複合建築物の非住宅部分が適用除外用途であって、住宅部分は設計住宅性能評価を受けている場合、省エネ適判を要しないとしてよいか。</p>	<p>非住宅建築物において適用除外となるものは部分単位ではなく棟単位での判断となることから、複合建築物として当該適用除外用途以外の部分を含んだものには、適用除外の取扱いは適用されず、省エネ適判を要することとなります。</p>

18	<p>長期使用構造等の確認を受けた長期優良住宅の認定については、長期使用構造等の図面・計算書等が省略されたものが多く、完了検査時に認定に要した図書を建築主事等が提出を求めたとしても、現地での確認が困難である。</p> <p>長期使用構造等の確認を受けた長期優良住宅の認定については、長期使用構造等の確認に要した図書まで求められるように省令に記載いただきたい。</p>	<p>改正後の建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第4条第1項第4号ニにおいて、長期使用構造等の確認に要した図書及び書類(建築物の省エネ性能に係るものに限る。)を完了検査申請時に求めることとしています。</p>
19	<p>低炭素建築物新築等計画の認定、性能向上計画認定を受けたときは、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされるが、エネルギー消費性能確保計画の提出前に認定を受けることは稀である。</p> <p>そのため、低炭素建築物新築等計画の認定、性能向上計画認定に係る、登録住宅性能評価機関による技術的審査の交付を受けた場合についても、省エネ適判を不要としてよいのではないか。</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定、性能向上計画認定に係る、登録住宅性能評価機関による技術的審査の交付を受けた場合について、省エネ適判を不要とする予定はありません。</p>
20	<p>低炭素建築物新築等計画の認定や性能向上計画認定の申請を受けてから、認定するまでの日数を定める予定はないか。</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定や性能向上計画認定の申請を受けてから、認定するまでの日数を定める予定はありません。</p>
21	<p>省エネ適判を受け、確認済証の交付を受けた住宅について、確認済証交付後に設計住宅性能評価書の交付を受けた場合、当該評価書を計画変更や完了検査申請において活用することはできるか。</p>	<p>できません。</p>

22	仕様基準により省エネ適判を不要とする場合、外皮・一次エネ両方を仕様基準としなければならぬのか(外皮は仕様基準、一次エネは計算プログラムの場合、省エネ適判が必要か)。	外皮・一次エネの両方を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合に、省エネ適判が省略できます。
23	仕様基準により省エネ適判不要としたものを、仕様基準に適合しない内容に変更する場合、計算により省エネ適判を受ける必要が生じるか。	貴見のとおりです。
24	省エネ適判が比較的容易な特定建築行為であるとして省エネ適判を不要とした後に、当該行為の範囲内で変更する場合に、必要な手続きは何か。	変更前及び変更後いずれも仕様基準又は誘導仕様基準に適合する場合は、省エネ適判を要しません。 なお、変更内容が省エネ基準適合に係るものであって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない場合は、建築基準法に基づく完了検査時に省エネ基準への適合を確認することとなります。
25	住宅の建築であって、誘導仕様基準に適合させるものは省エネ適判を要しないとされているが、誘導仕様基準とは何か。 また、誘導仕様基準に適合させる場合、確認申請における添付図書は何か。	誘導仕様基準は、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)を指します。 また、確認申請における添付図書は、設計内容説明書や配置図、仕様書(仕上げ表を含む。)、各階平面図等で、詳細は改正後の建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる図書(建

		建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号又は第2号の規定が適用される建築物)をご覧ください。
26	住宅性能評価を受けた住宅の新築は省エネ適判を要しないとされているが、確認申請における添付図書は何か。	確認申請における添付図書は、改正後の建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる図書(建築物省エネ法施行規則第2条第1項第2号の規定が適用される建築物)をご覧ください。
27	建築確認申請図書の添付図書として、省エネ適判を要しない特定建築物に該当することの確認に必要な図書(仕様基準に適合する旨の説明書等)が規定されるが、仕様基準への適合状況を図面により確認する必要はないのか。	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合は、省エネ適判が不要となりますが、確認審査において、建築主事等が仕様基準への適合状況を図面により確認する必要があります。
28	設計住宅性能評価等を受けて当初の省エネ適判を省略した場合に、その後に計画の変更が生じた場合には省エネ適判が必要となるか。	当該変更が用途の変更を伴う場合等は、省エネ適判が必要となります。
29	複合建築物の住宅部分が①仕様基準に適合するもの、②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築、③長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築のいずれかに該当する場合であって、非住宅部分に計算対象設備がない場合でも、省エネ適判を受ける必要があるのか。	省エネ適判を受ける必要があります。

30	仕様基準への適合又は設計住宅性能評価、長期使用構造等の活用により省エネ適判を省略した場合にも、完了検査の対象となるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
31	設計住宅性能評価等により省エネ適判を要しないとして確認申請を行った後に、仕様基準又は誘導仕様基準への適合により省エネ適判を要しない場合に変更することは可能か。	確認申請書の第2面第8欄の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に係る記載の修正や、改正後の建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書」等の取り下げが必要となりますが、具体的手続きは申請先の建築主事等にご相談ください。
32	施行日(令和7年4月1日)前に確認済証が交付され、施行日以降に着工する場合は、完了検査申請時に省エネ適判通知書の提出が必要になるが、施行日前に交付を受けた設計住宅性能評価書等を提出することで省エネ適判を省略することができるか。	省略可能です。
33	設計住宅性能評価等において、単位住戸の一次エネルギー消費量に係る評価は行われているが、共用部分の一次エネルギー消費量に係る評価は行われていないため、あくまで共用部分も含めた一次エネルギー消費量に係る評価を行った上で確認審査を受けることを希望する場合にあっては、別途省エネ適判を申請することも可能であるか。	貴見のとおりです。

34	設計住宅性能評価等を活用して省エネ適判を要しないこととする場合、確認申請時に設計住宅性能評価書等の提出が必要か。	確認申請時には必要はありませんが、確認済証の交付を受けるためには、確認審査の期限の3日前までに設計住宅性能評価書等の提出が必要です。
----	--	--

【省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化(新設)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
35	登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関である者に対し、設計住宅性能評価の申請又は長期使用構造等の確認の求めをした場合は、省エネ適判が省略されるのか。 また、設計住宅性能評価、長期使用構造等の確認に係る審査完了を待たずに、建築主事等が確認済証を交付できるのか。	登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請又は長期使用構造等の確認の求めをした場合でも、省エネ適判は必要です。また、この場合でも、省エネ適合判定通知書の交付を受け、建築確認を行っている建築主事等に提出しない限り、確認済証は交付されません。
36	省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合は、完了検査申請時に、設計住宅性能評価や長期使用構造等の確認に要した図書及び書類のうち省エネ関連のものを提出し、完了検査において、当該図書のとおり工事が行われたか確認することになるのか。	貴見のとおりです。
37	省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて申請し省エネ適判に係る添付図書を合理化する場合、設計住宅性能評価等の申請先と建築物エネルギー消費性能確保計画の提出先は同一機関とする必要があるが、それぞれの申請図書の提出も同時に行う必要があるのか。	設計住宅性能評価等の申請と建築物エネルギー消費性能確保計画の提出は、必ずしも同時である必要はありません。

38	<p>省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて申請する場合は、確保計画への図書の添付は要しないこととしているが、同一の評価機関に申請することを前提として、確保計画に添付する図書は省略しない一方で当該図書と同様の内容について設計住宅性能評価申請に当たり添付を要しないこととしてはどうか。</p>	<p>今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。</p>
39	<p>建築物省エネ法施行規則第1条第1項において、建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書は「当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る」とされているが、設計評価申請添付図書について規定する品確法施行規則第3条には、「当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る」のような規定はない。</p> <p>省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受け省エネ適判に係る添付図書を合理化する場合、設計評価申請添付図書に設計者の氏名の記載がない場合でも、確保計画の添付図書とみなされると考えてよいか。</p>	<p>省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受け省エネ適判に係る添付図書を合理化する場合、確保計画の添付図書とみなす設計住宅性能評価等の申請添付図書には、設計者の氏名の記載が必要です。</p>
40	<p>省エネ適判と設計住宅性能評価等では、図書の保存期間が異なるが、省エネ適判と設計住宅性能評価等を併せて受ける場合に、評価申請等の添付図書を省エネ適判申請の添付図書とみなすが、図書の保存年数はいくらか。</p>	<p>省エネ適判と設計住宅性能評価等を同時に受ける場合、設計住宅性能評価等に係る添付図書(省エネ関係)については、省エネ適判に係る図書とみなされるため省エネ適判機関としての図書保存期間は15年間となります。</p>
41	<p>「登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって住宅品質確保法上の登録住宅性能評価機関であるもの」とは、両機関としての登録を受けている同一の法人等と解したらよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
42	<p>住宅性能評価機関でもある省エネ判定機関に申請する場合で、設計住宅性能評価や長期使用構造等の確認の求めをした場合には、省エネ確保計画への図書の添付は要せず、住宅性能評価の申請等に添付された図書を、省エネ確保計画の図書とみなすとされ</p>	<p>当該図書は省エネ適判機関に対して省エネ適判申請の添付図書として提出されるものであり、住宅性能評価機関として秘密保持義務に反していることに</p>

	<p>ているが、住宅品質確保法第 14 条の秘密保持義務との関係性をどのように考えたらよいか。</p> <p>また、省エネ適判の審査に住宅性能評価の申請等に添付された図書を用いることについて、申請者に了解をとる必要はあるか。</p>	<p>はなりません。また、改正後の建築物省エネ法施行規則第3条第4項の規定は、申請者の意志に関係無く適用されるものです。</p>
43	<p>省エネ適判と設計住宅性能評価とを併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書を合理化することが可能な場合は、設計住宅性能評価の申請がエネルギー消費性能確保計画の提出より先行して行われた場合に限定されるのか。</p> <p>また確認審査の期間の末日の3日前までに適合判定通知書又はその写しを建築主事等に提出することとされていることを踏まえると、設計住宅性能評価の結果よりも先に適合判定結果を通知する必要があることになるか。</p> <p>さらに、適合判定結果の通知後に、設計住宅性能評価の審査において、省エネ以外の内容について図書の変更が生じた場合に、図書の管理はどのように考えたらよいか。</p>	<p>住宅性能評価の申請がなされていない場合に、改正後の建築物省エネ法施行規則第3条第4項の規定が適用されることはありません。また、同項の規定が適用された場合に、性能評価書の交付が省エネ適判通知書の後でなければならないこととはなりません。</p> <p>また、省エネ適判通知書の交付後に発生した変更については、建築物省エネ法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)に基づき対応することが必要です。</p>

【適合性判定員の要件の拡大等(第 40 条、第 43 条及び第 56 条関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
44	<p>住宅専門の適合性判定員が省エネ適判を行った場合は、適合性判定通知書の「省エネ適判を行った適合性判定員氏名」に、住宅専門の適合性判定員が評価した旨を記載する必要があるか。</p>	<p>適合性判定通知書の「省エネ適判を行った適合性判定員氏名」に、住宅専門の適合性判定員が評価した旨を記載する必要はありません。</p>

45	<p>住宅品質確保法上の評価員である者は、住宅に限って省エネ適判を行う場合は、登録適合性判定員講習の修了を要しないとされているが、ここで言う「住宅」に寄宿舍(グループホーム)も含まれるのか。</p> <p>含まれる場合、寄宿舍の評価は戸建て住宅の評価と同様と考えてよいか。</p>	<p>ご指摘の「寄宿舍(グループホーム)」が、改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第2項に示す住宅部分に該当するか否かについては、個別具体の計画に応じて判断することとされています。</p>
46	<p>住宅品質確保法上の評価員である者は、住宅に限って省エネ適判を行う場合は、登録適合性判定員講習の修了を要しないとされているが、登録住宅性能評価機関に登録済みの評価員が省エネ適判を行う場合に必要な手続きはあるか。</p>	<p>登録住宅性能評価機関に選任済みの評価員を、新たに適合性判定員として選任する場合は、改正後の建築物省エネ法第39条第2項の規定に基づき、変更しようとする日の2週間前までに、国土交通大臣への届出が必要です。</p>
47	<p>適合性判定員の要件として、建築基準適合判定資格者検定に合格した者についての、実務経験を要するとした理由は何か。</p>	<p>建築基準適合判定資格者検定の実務経験が見直され、登録要件となったことを踏まえて改正したものです。</p>
48	<p>適合性判定員の要件の建築士について、建築士試験に合格している者(実務経験の不足により建築士会へは未登録)は講習を受講することは可能か。</p>	<p>建築士試験に合格している者(実務経験の不足により建築士会へは未登録)は講習を受講することはできません。</p> <p>ただし、講習申込に係る必要書類の提出期限内に、登録が完了し書類の提出した場合は、講習の受講は可能です。</p>

49	住宅品質確保法上の評価員である者が複合建築物の住宅部分の判定を行うことは可能か。	評価員を省エネ適判員として選任した場合、当該判定員が複合建築物の判定を行うことはできません。
50	今般、適合性判定員の要件が拡大されたが、あくまで登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る改正であり、所管行政庁については、適合性判定員の要件によらず判定業務を行うこととなるのか。	貴見のとおりです。
51	省エネ適判と建築確認検査とを同一機関で行う場合、判定員と確認検査員は同一であっても支障ないか。	建築物省エネ法に基づく適合判定員と確認検査員（建築基準適合性判定資格者）の兼務は可能です。なお、決裁等の業務実施に当たっては、改正後の建築基準法第 77 条の 25 及び改正後の建築物省エネ法第 43 条にご留意ください。

【その他のご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
52	省エネ適判を受けた後に、変更する際には、省エネ適判の変更の手続きが必要なのか。その際、非住宅のように軽微変更ルート ABC のような考え方はあるのか。	省令で定める軽微な変更該当する場合は、変更の適判手続きは不要です。軽微変更の具体の運用については、追って周知いたします（非住宅と同様に、ルート A・B・C に区別して示す予定です）。

○建築基準法施行規則の一部改正に関するご意見

【建築確認申請書の添付図書の見直し(第1条の3第1項関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
53	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第46条第3項に基づく火打材を使用することについては、仕様表に記載することで、伏図等の添付を省略できるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
54	構造詳細図、基礎・地盤説明書について、どのような図面を作成したらよいか。	「改正建築基準法2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル」を参考に、適用を受ける規定に応じて必要となる構造詳細図等を作成してください。
55	外部ピロティ等の独立柱の柱脚に装飾金物を用いる場合等において、令第42条第1項第3号に適合することの明示は不要か。	規則第1条の3第1項の表2のとおり、令第42条第1項第3号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項を明示する必要があります。
56	平面図には柱位置の明示は現状と同様に、不要という認識でよいか。	通し柱の明示は必要です。
57	「準耐火建築物の防火設計指針(日本建築センター発行)」には、層間変形角1/150以下の規定を満たすには必要壁量に1.25を乗じた数値により設計すればよいと記載されているが、改正後も同様に扱ってよいか。	貴見のとおりです。

58	<p>枠組壁工法についても添付図書の見直しの対象となるのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
59	<p>P3Ⅱ.i(1)①建築確認申請書の添付図書の見直しについて、仕様表を添付することで一定の伏図等の添付を求めないとした案件については、検査において、構造躯体の工事写真等の提示があっても図書の内容確認は困難であるため、検査申請書の第4面(工事監理の状況)の記載内容を確認することを前提で差支えないか。</p>	<p>検査は、平成19年国土交通省告示第835号第33に基づき、第四面に記載された工事監理の状況等の書類による検査と目視などの方法により、確認等に要した図書のとおり工事が実施されたものであるかどうかを確かめるものです。必要に応じて工事写真等と壁量判定に用いる耐力壁図や、柱頭柱脚金物算定に用いる柱頭柱脚金物算定平面図を用いて確認していただくことが考えられます。</p>
60	<p>確認申請・完了検査等において、地盤調査資料の添付は不要という認識でよいか。 ※申請・審査マニュアルP28では、(添付省略)と記載されています。</p>	<p>必要です。 申請・審査マニュアルの「添付省略」という記載は、マニュアル上添付を省略しているという趣旨です。</p>
61	<p>確認申請時に、仕様表により伏図等を省略した場合、中間検査・完了検査の検査申請時も伏図等の添付は不要という認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
62	<p>規則第1条の3第1項の表2のうち、令第3章第3節(木造)の構造詳細図の柱の有効細長比及び令第3章第5節の構造詳細図(圧縮材の有効細長比)について、同項の表3の構造計算書で確認できる場合は除くとしてはどうか。図面への明示が不可欠な内容ではなく、省略を可能とすることにより設計者・審査者側の負担軽減につながるのではない</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	か。	
63	基礎伏図等の添付省略について、仕様が複数ある場合、告示を満足する必要最小限の仕様が明示されていればよいか。	貴見のとおりです。
64	基礎の寸法や配筋が異なる部材が数種類ある場合、申請書にどのように明示すればよいか。	各部材について、規則第1条の3第1項の表2に規定する令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項を構造詳細図等に明示する必要があります。
65	確認申請書第5面(各階別)に、木造の仕様規定である「柱の小径」「横架材間の垂直距離」及び「居室の天井高さ」を記入しているが、これらは今後、仕様表又は構造伏図等に明示される。 このため「柱の小径」「横架材間の垂直距離」「居室の天井高さ」を、第5面に記入するメリットがない。 一方、第5面の「特定天井」は、審査上有益な情報のため、第4面に移行させ、現第5面は廃止し、現第6面を新第5面としてはどうか。	審査をする上で各階別毎の概要の情報が必要なため、現行の様式といたします。
66	確認申請書の添付図書として、設計住宅性能評価や長期優良住宅建築等計画の認定時に添付する床倍率のチェック等に関する検討書等を提出しても問題ないと考えてよいか。	確認申請書として提出する図書及び書類については、申請先にご相談ください。

【計画の変更に係る建築確認を要しない軽微な変更の対象の拡大(第3条の2関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
67	改正前において、基礎伏図等に記載する必要があった構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更は、軽微な変更該当し、所要の手続き等は不要になり得るということでしょうか。	貴見のとおりです。
68	本改正により、耐力壁や柱の材料、構造、位置の変更は、軽微な変更該当し得るということでしょうか。	仕様規定のみで法適合を確認できる場合は、軽微な変更となり得ます。
69	軽微な変更該当しないものとして、「建築材料が異なるものとなる変更」とあるが、具体的にどのような場合か。	構造耐力上主要な部分である部材において、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の構造の種別を変更するものが該当します。例えば、柱を木材から鉄骨に変更する場合は、計画変更になります。
70	構造適判資格者がいない特定行政庁や機関においては、小規模伝統的木造建築物等に係る構造計算適合性判定の特例は適用されず、構造計算適合性判定を申請者に求める対応でしょうか。	貴見のとおりです。

71	今般の改正で軽微な変更を追加する規定について、構造耐力上主要な部分に係るものであるので、建築確認を要すると考える。	4号特例の見直しにあわせて、変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるものを軽微な変更に追加しており、当該変更内容の確認は中間・完了検査時に受けることとなります。
----	---	--

【完了検査申請書の添付図書(第4条第1項関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
72	完了検査において、建設住宅性能評価の検査報告書を提出する場合でも、設計住宅性能評価書や長期使用構造等の確認に要した図書及び書類の提出が必要なのか。	貴見のとおりです。
73	設計住宅性能評価等に要した図書は、完了検査申請時に指定確認検査機関に提出する必要があるが、指定確認検査機関と、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて住宅品質確保法上の登録住宅性能評価機関であるもの」が同一法人の場合には、当該法人内で書類を準備することは問題ないか。 また、その場合申請者からの了解を取る必要があるか。	完了検査申請の書類は、あくまで申請者が作成・準備するものです。
74	長期使用構造等の確認を受ける又は仕様基準に適合させることで省エネ適判を不要とし確認済証の交付を受けた住宅について、確認済証交付後に設計住宅性能評価書の交付を受けた場合、当該評価書を計画変更や完了検査申請において活用することはできるか。	できません。

75	完了検査申請書に添付する建設住宅性能評価の検査報告書はどの時点の検査報告書か。	検査時期のうち最後のものにおける検査の報告書となります。
76	建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、完了検査申請時に検査報告書を添付することで、省エネ基準に係る完了検査を省略できるのか。 また、建設住宅性能評価の検査報告書は完了検査を行う指定確認検査機関と異なる法人が発行したものでもよいか。	建設住宅性能評価の検査報告書が提出された場合でも完了検査は合理的な実施が期待できるものの、それ自体を省略することはできません。また、提出される検査報告書は、完了検査を行う指定確認検査機関と異なる法人が発行したもので構いません。

【確認申請書及び建築計画概要書の様式改正(別記第2号様式及び別記第3号様式関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
77	確認申請書の様式に、省エネ法適判の対象となる常時開放される面積や適用除外となる用途の表記をすべき。	確認申請時に提出される設計内容説明書や平面図等から判断することが可能と考えています。
78	現行の基準と改正後の基準のいずれに適合する建築物であるかについて、備考欄に記載することで、確認申請書及び建築計画概要書の様式を変更しない運用にできないか。	どちらの基準を適用しているかを確認申請時に明確にするために、確認申請書及び建築計画概要書の様式に経過措置の適用の有無を記載する欄を設けることで、確認審査の効率化を図ることとしていま

		す。なお、改正前の様式による用紙を当分の間、取り繕って使用することが可能です。
--	--	---

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)の一部改正に関するご意見

【指定確認検査機関の指定区分の見直し及び確認検査員又は副確認検査員の数の基準の見直し(第15条及び第16条並びに別記第2号様式及び別記第2号の2様式関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
79	改正後の機関省令第16条の表(い)の一番上の欄にて、「法第6条第1項第4号」の部分は、「法第6条第1項第3号」ではないか。	ご認識のとおりです。
80	確認検査員等の数の算定の際に使用する係数(機関省令第16条の表に掲げる値)はどのような考え方で見直しているのか。	「300 m ² 以下(建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。))を受けた型式に適合する建築物の部分を含む建築物を除く。」の区分においては、新2号建築物となる、2階建ての木造一戸建て住宅等が対象となることから、

		<p>仕様規定の範囲で構造安全性を確認したものが中心となることを踏まえ、指定確認検査機関に対して実施したアンケート調査の結果に基づき見直しを行いました。</p> <p>完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る検査をデジタル技術を活用して遠隔から実施する場合には、建築敷地までの移動時間が不要となることを踏まえた見直しを行いました。</p>
--	--	--

○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に関するご意見

【住宅の建築物省エネ基準に係る評価ルートの合理化等(第1条第1項第2号及び附則第2条関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
81	評価ルートの合理化において、非住宅標準入力法の主要室入力法は今後も使用できるのか。	主要室入力法は、全面義務化施行後も引き続き使用することができます。
82	住宅の評価において、外皮は性能評価、設備は仕様基準での評価は可能か。	可能です。

83	住宅の評価ルートについて、仕様・計算併用ルートを明記することで、活用が進むと考える。	今後の講習会等における周知にあたって、参考とさせていただきます。
84	住宅部分と非住宅部分の区別について、具体的な取扱を示してもらいたい。	住宅部分と非住宅部分の区別について、今般の改正の前後で変更するものではありませんが、具体的な取扱について、今後講習会等により周知してまいります。
85	店舗併用住宅において、店舗部分の規模を問わず兼用住宅全体に住宅の仕様基準を適用させることは可能か。	店舗併用住宅には複合建築物の基準が適用されるため、住宅部分についてのみ仕様基準を適用することが可能です。店舗部分には非住宅建築物に係る省エネ基準が適用され、建築物全体で省エネ適判の手続きが必要になります。
86	300 m ² 未満の非住宅における省エネ基準適合の評価方法について、現行の小規模版モデル建物法を廃止し、入力項目を一部充実させた簡易入力画面を整備するという方針を掲げていたが、その方針に変更はなく、2025年4月1日以降は小規模版モデル建物法は使用できないのか。 使用できなくなる場合は、2024年10月頃までには整備した簡易入力画面を提供してもらいたい。	現行の届出制度に対応した「小規模版モデル建物法」については、2025年3月末の届出制度の廃止とともに廃止し、2025年4月からの省エネ基準適合義務の小規模非住宅への拡大に対応した「モデル建物法(小規模版)」を整備する予定です。公開は、2024年10月頃を予定しています。
87	共同住宅における共用部を含める・含めないは、義務化後も同じ扱いとなるのか。	同様の取扱となります。

88	完了検査までテナント(スケルトン)の非住宅部分は、省エネ適合性判定等において当該機器等が設置されないものとして判定をするという理解でよいか。	貴見のとおりです。
----	--	-----------

【増築又は改築の場合に適用する建築物省エネ基準(第1条第1項、附則第3条、附則第4条及び別表第1関係)】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
89	既存居室に対して 10 m ² 以上の増築を行う場合、既存居室に接する壁のうち1面は内壁(間仕切壁)で、3面が外壁である場合が多い。この場合において、内壁(間仕切壁)の断熱性能は、外壁と同程度の性能が要求されるのか。 また、このような場合の取扱いは、いつ頃提示されるか。	増改築工事を行う外壁について、仕様基準を満たす断熱性能を求めることとする予定です。本取扱いについて、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和6年経済産業省・国土交通省令第1号)の公布後に審査側・申請側双方に周知する予定です。
90	2024年4月1日時点で増築工事中の非住宅建築物について、それ以降の完了検査や軽微変更ルートCにおいては、従前の規定である建築物全体の省エネ性能で判断すると考えてよいか。	増改築の場合の省エネ基準適合義務の対象となる範囲の変更は、2025年4月以降に着工されるものから適用されます。
91	増改築の場合に適用する建築物省エネ基準について、施行日以前に省エネ適判申請を行っていたとしても、着工が施行日以降となる場合は、増改築部分のみで基準適合を確認するという認識でよいか。	着工が施行日後となる場合には、増改築部分のみの省エネ性能を確認することとなります。

92	増改築の場合に、施行日前に適判通知書が交付され着工したものについて、施行日後に計画の変更を行う場合、増改築部分だけで基準適合を確認してよいか。また、この場合に、省エネ基準が異なる大規模非住宅に該当するかどうかは、どの部分の面積で判断するのか。	既存部分を含めた基準適合が必要です。また、大規模非住宅に該当するか否かは、既存部分と増改築部分の合計の面積で判断します。
93	施行日以降は特定増改築の取扱いは廃止され、既存部分の建築時期に関わらず省エネ適判が必要となるという認識でよいか。	増改築部分の床面積が 10 m ² を超える場合は、省エネ適判が必要になります。
94	増改築における大規模非住宅建築物に係る基準の適用は増築又は改築に係る非住宅部分の床面積が 2000 m ² 以上とあるが、これは開放性を有する部分を除いた面積で判断するという事よいか。	貴見のとおりです。
95	住宅の増築での外皮評価は仕様基準に限られているが、性能評価が不可となることで、設計の自由度が制限されるのではないか。	仕様基準では、断熱材の熱抵抗値の基準のほか、部位ごとの熱貫流率の基準があり、一定の設計の自由度を有すると考えております。
96	既存建築物の増改築の省エネ基準を緩和する経過措置の廃止とあるが、計画変更を行う場合も経過措置は廃止となるのか。(特定増改築にあたる場合の届出を変更する場合、改正後の基準への適用が求められるのか。)	既存建築物の増改築の省エネ基準を緩和する経過措置は、施行日以後に着工するものについては廃止されますが、施行日以前に既に着工しているものについては従前の規定が適用されます。計画変更の場合における取扱いの変更有無もこれに準じます。 根拠: 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 69 号)附則第2条

97	<p>「仕様基準」とは、「省エネ基準」ということか。増築・改築の場合は、仕様基準のみでしか使用できないのか。</p>	<p>仕様基準は、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)を指します。</p> <p>外皮性能について仕様基準のみで判断することになります。</p>
98	<p>住宅の増築又は改築をする際の省エネ基準適合の確認方法として、仕様基準への適合ルートだけでなく、増築又は改築をする部分の外皮熱貫流率を計算で求めるルートも設けてほしい。</p>	<p>外皮平均熱貫流率(Ua値)の基準は、住宅全体の外皮を対象に計算することを想定しているところ、増改築部分への外皮基準の適用については、仕様基準(断熱材の熱抵抗値の基準又は部位毎の熱貫流率の基準)を用いることとしています。いただいたご意見は、住宅の増改築工事の実態を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>
99	<p>増築又は改築時に住宅部分の外皮は仕様基準でなく性能計算では評価できないのか。</p>	<p>増改築工事を行う外皮について、仕様基準への適合を求めることとしております。仕様基準には、断熱材の熱抵抗値の基準のほか、部位毎の熱貫流率の基準があります。</p>
100	<p>共同住宅の共用廊下にEV棟のみの増築を行う場合、新築時には共用部の計算は省略できるが、増築の場合は計算の省略はできないのか。省略できない場合、エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)で計算をすることになるのか。</p>	<p>増築の場合も、新築と同様の取扱(共用部を計算に含める・含めないは任意)となります。</p>

101	施行日以降の大規模非住宅の増築や改築の考え方は、既設部分を含めずに増改築をする部分の面積が 2,000 m ² 以上の場合、大規模非住宅の省エネ基準を適用するという理解でよいか。	貴見のとおりです。
102	住宅の別棟増築における基準適用の取扱を示してほしい。	建築物省エネ法ではこれまで、敷地内の別棟増築への基準適用にあたっては、新築として取扱ってきたところです。ご意見を踏まえ、住宅の別棟増築の取扱を今後示してまいります。
103	仮使用中の建物が施行日以降に計画変更によって増築する場合、計画変更部分は省エネ基準に適合させる必要があるか。	施行日時点で仮使用中の建物(住宅、小規模非住宅)は、施行日時点で既に着工されていることとなりますので、貴見のとおり省エネ基準の適合義務の対象に該当しません。
104	増築部分の適合性判定を行う場合、例えば既存部分と廊下でつなぐ形状の取り合い部分の外皮や開口部の考え方を示すべき。	今後の講習会等における周知にあたって、参考とさせていただきます。

○地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準(令和元年国土交通省告示第 786 号。以下「告示」という。)の一部改正に関するご意見

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
-----	--------------------	-----------

105	気候風土適応住宅を独自基準で定めている自治体においても、今回の改正で定められる気候風土適応住宅の外皮性能の規定値を用いることができると考えてよいか。	貴見のとおりです。
106	気候風土適応住宅への該当・非該当の判断は誰が行うのか。	申請者において国が定める基準への該当・非該当のチェックを行った上で、その内容について審査機関（仕様基準の場合は建築主事又は指定確認検査機関、性能基準の場合は所管行政庁又は登録省エネ適判機関）が審査を行います。
107	気候風土適応住宅について、増改築の場合は、増改築部分の仕様で判断するのか。	増改築部分の仕様で判断します。
108	気候風土適応住宅を独自基準で定めている自治体においても、今回の改正による気候風土適応住宅の要件として追加された項目は適応可能なのか。	告示第2項の規定は、告示第1項の国が定める仕様ではその地域の気候及び風土に応じた住宅と認められない場合に所管行政庁が独自に仕様を定めるものですので、この場合、所管行政庁が定めた仕様が当該地域の気候風土適応住宅の仕様として適用されます。

109	気候風土適応住宅は、地域の伝統構法に精通した建築士の自律的チェックが不可欠と考えるが、気候風土適応住宅の設計・工事監理を行う者を、一定の資格者や講習を修了した者に限定してはどうか。	告示第1項の国が定める基準では、断熱施工が困難と考えられる建築的要素により、具体の仕様を定めています。 告示第1項2号及び第2項の地方公共団体の独自基準においては、地域に根ざした生産・維持監理の体制等を勘案することも可能となっています。
-----	--	---

○その他のご意見

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
110	省エネ性能に係る各種計算書は、建築士法に基づく図書の保存義務の対象となるか。	対象となりません。
111	施行日前に適合判定通知書の交付を受けた後、工事着手が施行日以降となった場合は、施行日以降の省エネ基準に適合させるとの理解でよいか。	施行日以前に省エネ基準適合の義務化対象になっていなかったもの(住宅、小規模非住宅)については、省エネ適判の制度そのものが適用されないため、ご質問の「令和7年4月1日以前の適合性判定通知書」は存在しないことになります。

112	<p>施行日(令和7年4月1日)前に確認申請を行い、施行日以降に着工する場合は、完了検査申請時まで省エネ基準を満たすよう計画変更の確認申請を行えばよいか。</p> <p>また、施行日前は旧4号建築物であったものの、施行日以降は新2号建築物となる場合は、計画変更の確認申請時に追加で図書の提出が必要になるか。</p>	<p>施行日(令和7年4月1日)前に確認申請を行い、施行日以降に着工する場合は、完了検査の申請時に適合判定通知書又はその写しを提出する必要があります。</p> <p>また、計画変更の確認申請の要否については、建築基準法施行規則第3条の2への該当状況を踏まえ、ご判断ください。</p>
113	<p>改正建築物省エネ法の施行に伴い、住宅品質確保法評価方法基準に規定する断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る変更はないか。</p>	<p>改正後の建築物省エネ法の施行に伴う、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に規定する断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る変更は予定していません。</p>
114	<p>日本国内で脱炭素化を進めCO₂を削減したとしても、地球温暖化対策としての貢献度は極小であるため、省エネ関連の法整備等は不要である。</p>	<p>2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、日本のエネルギー消費量の約3割を占める建築分野における省エネルギーの徹底が急務であったことを受け、建築物省エネ法等を改正し、省エネ基準への適合義務の対象を住宅を含む全ての建築物に拡大する等の措置を講じています。また、当該改正は、日本の温室効果ガス削減目標の実現に寄与するものと考えております。</p>

115	省エネ性能の評価方法が専門的で複雑化しているため、分かりやすいマニュアル等を整備いただきたい。	省エネ性能の計算方法等を解説したテキスト等を作成し、国土交通省のHPに公開していますので、ご利用ください。
116	省エネ適判通知書の交付期限について緩和予定はあるか。	ありません。
117	旧4号から新2号になる建築物を都市計画区域外に建築する場合で、2025年4月上旬に着工したい場合の手続きはどうか。	令和6年6月25日付国住指第134号国住参建第1441号(各都道府県建築行政主務部長宛)を参考にいただき、具体の手続きについては申請先にご相談ください。